

孤独・孤立対策の重点計画策定に関する有識者会議の運営について

孤独・孤立対策の重点計画策定に係る有識者会議（以下「会議」という）の運営については、以下のとおりとする。

1. 座長代理

座長に事故があるときは、構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

2. 議事の公開

会議の議事については、原則として公開するものとする。ただし、座長は、公開を公開しないことが適当であると認めたときは、会議を公開しないことができる。

3. 会議資料の公開

会議で配布される資料については、原則として公開するものとする。ただし、座長は、公開しないことが適当であると認めたときには、資料を公開しないことができる。

4. 議事録の公開

会議において議論された内容については、議事録を作成し、公開するものとする。ただし、上記2により会議が非公開となった場合は、非公開とした部分について、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。